

平成 27 年 2 月 16 日

広島経済大学一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（4 年間）
2. 内 容

目標 1：年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 夏期休暇期間以外で、年次有給休暇を取得しやすい環境を作る。
参考：平成 26 年度年次有給休暇取得日数（職員平均 6 日）
：平成 26 年夏期休暇期間の特別休暇日数 13 日

目標 2：所定外労働時間を削減する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 時間外労働の申請と指示命令を徹底する。
- 平成 27 年 4 月～ 労働の実態にあわせた労働時間の管理を徹底する。
- 平成 27 年 4 月～ 時間内に仕事を終わらせる意識の徹底を図る。
- 平成 28 年度 「ノー残業デー」を検討する

目標 3：育休中の職員の円滑な職場復帰を促すため、職場復帰サポート体制を充実する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 育休中の教職員がスムーズに復帰できるよう情報を共有する。

目標 4：計画期間内の女性職員育児休業取得率 100%を維持する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 育児休業期間中の代替要員を確保する。
参考：女性職員の育児休業取得率 100%（平成 23 年度～平成 26 年度）